

# 年金生活者等支援臨時福祉給付金の申請受付中です

申請期限は平成28年6月30日（木）ですので、申請書がご自宅に送付された方で、まだ申請をしていない場合はお早めのお手続きをお願いします。申請期間終了後は、原則として申請できなくなりますのでご注意ください。

また給付対象者と思われる方で、申請書が届いていない方は、東秩父村役場住民福祉課までお問合せください。

## 給付対象者

基準日（平成27年1月1日）において東秩父村に住居登録があり、平成28年度中に65歳以上となる方（昭和27年4月1日までに生まれた方）で、平成27年度の村民税（均等割）が非課税の方が対象です。ただし村民税（均等割）が課税されている方に扶養されている場合は対象になりません。

## 給付額

給付対象者1人につき30,000円

## 申請手続

郵送された申請書（請求書）に押印し、支給対象者全員の本人確認書類（免許証、保険証等）、振込先のかかる書類（通帳のコピー等）を添付のうえ、東秩父村役場住民福祉課までご提出ください。

申請・お問合せ 住民福祉課・税務課 ☎82-1221



## 住民票写し等の第三者 交付に係る本人通知制度

### 本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄抄本などの不正な取得による、プライバシーや財産の侵害を防ぐため、あらかじめ登録を申請された方に対して、本人の代理人や第三者からの交付請求により住民票の写し等を交付した際に、通知をお送りしてお知らせする制度です。

埼玉県内の各市町村で、平成22年6月1日から一斉に実施されました。

登録期間は3年となっておりましたが、平成25年6月1日より登録期間は廃止されました。現在登録者の方は自動継続となります。

### 登録に必要なもの

・印鑑と運転免許証などの本人確認資料

※手数料はかかりません。

手続きは、原則としてご本人が来庁され、申請書を提出していただくこととなりますが、詳しくは住民福祉課までお問合せください。

なお、同時に「住民票等の不正取得通知制度」も実施されております。こちらは登録の有無に関わらず、住民票などが不正に取得されたことが明らかになった場合に、ご本人に対して通知をお送りしてお知らせするものです。

問合せ 住民福祉課 ☎82-1221

## 国民年金免除制度

国民年金の第1号被保険者で、保険料を納めることが困難な方には、申請して所得審査で承認された場合、保険料が免除または猶予される制度があります。

### 「保険料免除制度」

所得に応じて「全額免除」「4分の1納付」「半額納付」「4分の3納付」の4段階の免除があります。役場国民年金担当窓口へ申請し、年金事務所で前年の所得などを審査して、承認を受けるとその期間の保険料の全額または一部の納付が免除になります。

### 「若年者納付猶予制度」

30歳未満の方に限り利用できる制度です。役場国民年金窓口へ申請し、年金事務所で前年の所得などを審査して承認を受けるとその期間の納付が猶予されます。どちらの承認期間も7月から翌年6月までです。

申請される方は、年金手帳、印鑑、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格証等を持参され、お早めにご手続きをしてください。

問合せ 住民福祉課 ☎82-1221

## 児童手当現況届について

6月分以降の児童手当等（児童手当と特例給付を合わせて児童手当等といいます。）を受けるには現況届が必要です。現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件を満たしているかどうか確認するためのものです。提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

\*詳細については受給者宛に現況届用紙等を郵送しますので、必ず6月30日（木）までに住民福祉課へ提出してください。現況届用紙等が届かなかった場合は、お問合せください。

住民福祉課 児童手当担当 ☎82-1221